

独立行政法人国立美術館職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則

平成 18 年 3 月 31 日

国立美術館規則第 18 号

[一部改正：令和 7 年 9 月 26 日 国立美術館規則第 21 号]

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規則は、独立行政法人国立美術館就業規則(平成 18 年国立美術館規則第 16 号)第 35 条の規定に基づき、職員の勤務時間、休暇等に関する事項を定めることを目的とする。

(法令との関係)

第 2 条 職員の勤務時間、休憩、休日及び休暇等に関してこの規則に定めのない事項については、労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号。以下「労基法」という。)その他の法令の定めるところによる。

第 2 章 勤務時間、休憩及び休日

(勤務時間等)

第 3 条 勤務時間は、原則として、1 週間については 38 時間 45 分、1 日については 7 時間 45 分とする。

2 始業及び終業の時刻は、別に定める。

3 業務上、その他特に必要がある場合には、前項の規定にかかわらず、1 日の勤務時間が 7 時間 45 分を超えない範囲で、始業及び終業の時刻を変更することがある。

(休憩時間)

第 4 条 勤務時間の途中に、45 分又は 60 分の休憩時間を置く。

2 前項の休憩時間は、別に定める。

3 職員は、休憩時間を自由に利用することができる。

(通常の勤務場所以外での勤務)

第 5 条 職員が勤務時間の全部又は一部について勤務地以外で業務に従事した場合において、勤務時間を算定し難いときは、所定の勤務時間を勤務したものとみなす。ただし、当該業務を遂行するために所定の勤務時間を超えて勤務することが必要となる場合においては、当該業務の遂行に通常必要とされる時間勤務したものとみなす。

(時間外・深夜・休日勤務)

第 6 条 業務上の必要がある場合には、所定の勤務時間を超え又は第 9 条の休日に勤務を命じることがある。

2 業務上の必要がある場合には、労基法第 36 条の規定に基づく協定の定めるところにより、同法第 32 条に定める時間(以下「法定労働時間」という。)を超えた時間又は同法第 35 条に定める休日(以下「法定休日」という。)に勤務を命じることがある。

3 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、所定の労働時間を超えて勤務しないことを請求した場合には、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、所定の勤務時間を超えて勤務させてはならない。

4 小学校就学の始期に達するまでの子の養育又は家族（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。）第2条第1項第4号に定める対象家族をいう。以下同じ。）の介護を行う職員であって、当該子を養育するために又は当該対象家族を介護するために請求をした者の法定労働時間を超える勤務については、労基法第36条に基づく協定で定めるものとする。

5 小学校就学の始期に達するまでの子の養育又は家族の介護を行う職員が請求した場合は、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜（午後10時から午前5時までをいう。）の業務には従事させない。

（時間外勤務における休憩時間）

第7条 前条第1項の規定により勤務を命じる場合に1日の勤務時間が8時間を超えるときは、1時間（第4条第1項の休憩時間を含む。）の休憩時間を勤務時間の途中に置くものとする。

（非常災害時の勤務）

第8条 災害その他の避けることのできない事由によって必要がある場合には、その必要の限度において、臨時に法定労働時間を超えて、又は法定休日に勤務を命ずることがある。

2 前項の勤務を命じる場合には、労基法第33条第1項に定める必要な手続きを行うものとする。

（休日）

第9条 休日は、次の各号に定める日とする。

（1） 日曜日

（2） 土曜日

（3） 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日

（4） 12月29日から翌年1月3日までの日（前号に定める休日を除く。）

（5） その他、特に指定する日

2 別段の定めにより、前項第1号又は第2号の日に替えて、他の週日を休日とすることがある。

（休日の振替及び代休）

第10条 前条に規定する休日に勤務することを命じた場合の振替及び代休については、別に定める。

第3章 勤務しないことの承認

（勤務しないことの承認）

第11条 職員は、別に定めるところにより一定の時間につき勤務しないことの承認を受けることができる。

第4章 勤務時間の特例

（1ヶ月単位の変形労働時間制）

第12条 業務の都合上特別の形態によって勤務する必要がある職員については、1ヶ月以内の一定期間を平均し1週間の勤務時間が38時間45分を超えない範囲において、休日及び勤務時間を別に割り振ることがある。

第5章 休暇

(休暇の種類)

第13条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇及び特別休暇とする。

(年次有給休暇)

第14条 年次有給休暇は、一の年(1月1日からその年の12月31日までをいう。以下同じ。)ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる日数とする。

(1) 第2号に掲げる職員以外の職員 20日

(2) 当該一の年において新たに職員となった者(他の独立行政法人等の職員から引き続き職員となった者及び役員から引き続き職員となった者を除く。) 別表に定めるその年の在職期間に応じた日数欄に掲げる日数

2 前項に規定するもののほか、年次有給休暇の付与日数に関する必要な事項は、別に定める。

(年次有給休暇の時季指定・時期変更権等)

第15条 年次有給休暇は、職員があらかじめ請求する時季に与えるものとする。ただし、職員の請求する時季に年次有給休暇を与えることにより事業の正常な運営に支障が生じると認めた場合には、他の時季に与えることがあるものとする。

2 年次有給休暇の一部について、労基法第39条第5項の規定に基づく協定により、年次有給休暇を与える時季に関する定めをした場合には、これにより年次有給休暇を与える。

3 前条の年次有給休暇が10日以上与えられた職員には、付与日から1年以内に、当該職員の有する年次有給休暇日数のうち5日について、国立美術館が職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、時季を指定して与えるものとする。ただし、職員が前2項の規定による年次有給休暇を取得した場合においては、当該取得日数分を5日から控除するものとする。

(年次有給休暇の単位)

第16条 年次有給休暇の単位は、1日とする。

(年次有給休暇の繰り越し)

第17条 年次有給休暇(この条の規定により繰り越されたものは除く。)は、20日を超えない範囲内の残日数を限度として翌年に繰り越すことができる。

(病気休暇)

第18条 病気休暇は、職員が負傷若しくは疾病のために療養する必要がある、そのため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とする。

2 前項の休暇は、生理日の勤務が著しく困難であるとして女性職員から請求があった場合に、その者を生理日に勤務させないときに準用する。

3 病気休暇の期間は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間とする。ただし、次に掲げる場合以外の場合における病気休暇(以下この条において「特定病気休暇」という。)の期間は、次に掲げる場合における病気休暇を使用した日その他別に定

める日（以下この条において「除外日」という。）を除いて連続して90日を超えることはできない。

（１） 前項の規定による場合

（２） 業務上又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかった場合

（３） 独立行政法人国立美術館安全衛生管理規則（平成13年規則第44号）第22条第2項の勤務時間の制限を受けた場合

4 前項ただし書、次項及び第6項の規定の適用については、連続する8日以上（当該期間における休日等以外の日の日数が4日未満の場合は、当該日数が4日以上となる期間）の特定病気休暇を使用した職員（この項の規定により特定病気休暇の期間が連続しているものとみなされた職員を含む。）が、除外日を除いて連続して使用した特定病気休暇の期間の末日の翌日から、実労働日数が20日に達するまでの間に、再度の特定病気休暇を使用したときは、当該再度の特定病気休暇の期間と直前の特定病気休暇の期間は連続しているものとみなす。

5 使用した特定病気休暇の期間が除外日を除いて連続して90日に達した場合において、90日に達した日後においても引き続き負傷又は疾病（当該負傷又は疾病の症状等が、当該使用した特定病気休暇の期間の初日から当該負傷をし、又は疾病にかかった日（以下この項において「特定負傷等の日」という。）の前日までの期間における特定病気休暇に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なるものに限る。以下この項において「特定負傷等」という。）のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、第3項ただし書の規定にかかわらず、当該90日に達した日の翌日以降の日においても、当該負傷等に係る特定特別休暇を承認することができる。この場合において、特定負傷等の日以後における特定病気休暇の期間は、除外日を除いて連続して90日を超えることはできない。

6 使用した特定病気休暇の期間が除外日を除いて連続して90日に達した場合において、90日に達した日の翌日から実労働日数が20日に達するまでの間に、その症状等が当該使用した特定病気休暇の期間における特定病気休暇に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なる負傷又は疾病のため療養する必要が生じ、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、第3項ただし書の規定にかかわらず、当該負傷又は疾病に係る特定病気休暇を承認することができる。この場合において、当該病気休暇の期間は、除外日を除いて連続して90日を超えることはできない。

7 療養期間中の休日、その他病気休暇の日以外の勤務しない日は、第3項ただし書及び第4項から前項までの規定の適用については、特定病気休暇を使用した日とみなす。

8 第3項ただし書及び第4項から前項までの規定は、試用期間中の職員には適用しない。

（特別休暇）

第19条 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別な事由により職員から申出があった場合における休暇とする。

第6章 母性健康管理

（妊産婦である職員の就業制限等）

第20条 妊娠中の職員及び産後1年を経過しない職員（以下「妊産婦である職員」という。）に

は、妊娠、出産、哺育等に有害な業務に就かせない。

2 第12条の定めによって休日又は勤務時間を割り振られた妊産婦である職員が請求した場合には、法定労働時間を超えて勤務させない。

3 妊産婦である職員が請求した場合には、午後10時から午前5時までの間における勤務、又は所定の勤務時間以外の勤務をさせない。

(妊産婦である職員の健康診査)

第21条 妊産婦である職員が請求した場合には、その者が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受けるために勤務しないことを承認するものとする。

(妊産婦である職員の業務軽減等)

第22条 妊産婦である職員が請求した場合には、その者の業務を軽減し、又は他の軽易な業務に就かせるものとする。

2 妊娠中の職員が請求した場合において、その者の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるときは、当該職員が適宜休息し、又は補食するために必要な時間、勤務させないことができる。

3 妊娠中の職員が請求した場合には、その者が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるときは、所定の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲で勤務しないことを承認するものとする。

第7章 育児休業及び介護休業

(育児休業及び介護休業)

第23条 職員の育児休業及び介護休業については、別に定める独立行政法人国立美術館職員育児・介護休業規則による。

第8章 適用除外

(勤務時間等の適用除外)

第24条 第2章から第4章の規定は、国立美術館職員給与規則（平成18年国立美術館規則第17号）第20条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員には適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(年次有給休暇の引継ぎ)

2 独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律（平成18年法律第24号）附則第2条第2項の適用を受け独立行政法人国立美術館に承継された職員の施行日における年次有給休暇の日数は、第14条第1項の規定にかかわらず、当該施行日の前日における独立行政法人国立美術館職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（平成13年国立美術館規程第37号。以下「勤務時間規程」という。）に基づく年次休暇の未使用の日数及び時間（以下「日数等」という。）とする。

- 3 前項に定める職員のうち、平成18年1月1日（以下「付与日」という。）に受けた勤務時間規程による年次休暇の日数（前年から繰り越された日数（以下「繰越日数」という。）を除く。）が、20日未満であった職員の施行日における年次有給休暇の日数は、付与日に20日を受けたものと仮定して繰越日数と合算した日数から、付与日から施行日の前日までに使用した日数等を控除した残りの日数等とする。

附 則（平成21年2月19日 国立美術館規則第22号）
この規則は、平成21年4月1日から施行する。

- 附 則（平成21年3月30日 国立美術館規則第28号）
（施行期日）
- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
（経過措置）
 - 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前から引き続き在職する職員であって、施行日の前日における年次有給休暇の残日数に半日がある者の施行日以後の平成21年における年次有給休暇の日数の取扱いについては、別に定める。

附 則（平成21年6月25日 国立美術館規則第10号）
この規則は、平成22年6月30日から施行する。

- 附 則（平成23年3月22日 国立美術館規則第4号）
（施行期日）
- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
（病気休暇の経過措置）
 - 2 第18条第3項ただし書及び第4項から第9項の規程は、施行日以後に使用した病気休暇について適用する。

附 則（平成31年3月22日 国立美術館規則第1号）
この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和5年5月30日 国立美術館規則第36号）
この規則は、令和5年5月30日から施行し、令和5年5月8日から適用する。

附 則（令和7年9月26日 国立美術館規則第21号）
この規則は、令和7年10月1日から施行する。

別表（第14条第1号関係）

在 職 期 間	日数
1月に達するまでの期間	2日
1月を超え2月に達するまでの期間	3日
2月を超え3月に達するまでの期間	5日
3月を超え4月に達するまでの期間	7日
4月を超え5月に達するまでの期間	8日
5月を超え6月に達するまでの期間	10日
6月を超え7月に達するまでの期間	12日
7月を超え8月に達するまでの期間	13日
8月を超え9月に達するまでの期間	15日
9月を超え10月に達するまでの期間	17日
10月を超え11月に達するまでの期間	18日
11月を超え1年未満の期間	20日